

【育休中に貸付償還猶予を受けている方へ】

償還猶予中に再び産休を取得する場合は 新たな手続きが必要です



育児休業（以下「育休」という）中に償還猶予を受けている方が、引き続き妊娠出産休暇（以下「産休」という）に入る場合は、貸付金の償還猶予は終了します（産休中は給与が支給されるため）。**育休が終了するまでに、「償還猶予申出書（短縮）」を必ず提出してください。**

また、産休後に再び育休を取得し、再度償還猶予を希望する場合は、猶予を希望する月の前月14日までに「償還猶予申出書（新規）」を提出してください。

詳細については、「福利厚生ハンドブック（平成25年3月）」P130～131をご参照ください。

また、不明な点については下記までお問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課貸付係

03-5320-6823